

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって市民等の市政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する次条に規定する事務事業の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
 - オ 市内に所在する固定資産の所有者(伊東市税賦課徴収条例(昭和25年伊東市条例第139号)第54条第1項に規定する者をいう。)
 - カ その他パブリックコメント手続の対象となる事務事業に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事務事業(以下「計画等」という。)は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するものの、軽微なものの又は法令等に同様の手続が定められているものは、対象としない。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条例を除く。)

(3) その他実施機関が必要と認めるもの

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、市ホームページへの掲載又は実施機関の担当部署における閲覧の方法により行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、計画等の案について意見等を提出するために必要な期間として、原則として公表した日から30日以上提出期間を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

3 意見等の提出方法は、次に掲げる方法のうち実施機関が指定した方法とする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 持参
- (5) その他実施機関が指定した方法

4 実施機関は、市民等から意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出した個人の氏名及び住所又は法人等の名称及び所在地並びに当該提出をしたものを特定できる事項を明記させるものとする。

- 5 実施機関は、前項の規定により明記を求めた事項に関する情報を公表する場合は、計画等の案を公表するときにその旨を明示するものとする。ただし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は公表しない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、伊東市情報公開条例(平成9年伊東市条例第13号)第6条各号に掲げる情報に該当するものについては、この限りでない。

- 3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

- 4 前2項の規定による公表は、原則として15日間以上の期間を設けて行うものとし、当該公表の方法は、第5条の公表の例によるものとする。

(実施状況の把握)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

- 2 市長は、前項の一覧表に、案件名、公表日、意見等の提出期限、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は迅速若しくは緊急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定を適用しない。